

国立大学法人高知大学学長選考基準

平成27年6月22日

学長選考会議決定

最終改正 令和5年6月29日

国立大学法人高知大学学長選考・監察会議は、国立大学法人高知大学学長選考等規則第4条第2項に基づき、以下のとおり学長選考基準を定める。

I. 求められる学長像

国立大学法人高知大学学長は、本学の掲げる理念と基本目標のもと、以下に示す資質・能力を有していることが求められる。

1. 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有すること。
2. 地域を基盤とした総合大学として、地域社会への貢献を深化・発展させ、地域に欠くことのできない大学として存立基盤を強化するマネジメント力を有する者であること。
3. 本学の将来を見通し、強いリーダーシップをもって目標・計画を策定し、その達成のため明確なビジョンを示し実行する者であること。
4. 本学の代表者として、社会の各界との交渉能力に優れ、幅広い理解・協力を得ていく調整力を有する者であること。
5. 構成員の幅広い支持を受け、学内の総合的な合意形成に配慮しつつ、理解を得るためのコミュニケーション能力を有する者であること。
6. 学内関係者の問題意識を踏まえて学長選考・監察会議が候補者に見解・方針を示すことを求めることとする高知大学の運営における課題と思われる事項について、明確で妥当性があると思われる見解と方針を有する者であること。

II. 学長選考の方法

学長選考・監察会議は、国立大学法人高知大学学長選考等規則（以下「選考等規則」という。）及び国立大学法人高知大学学長選考等に関する細則（以下「細則」という。）に基づき、学長候補者を選考する。

1. 選考の時期（選考等規則第3条）
 - （1）学長の任期が満了するとき
 - （2）学長が辞任を申し出たとき
 - （3）学長が解任されたとき
 - （4）学長が欠員となったとき
2. 候補者の推薦（選考等規則第5条、細則第2条）

学長選考・監察会議が、推薦資格者20人以上の連署による候補者の推薦

を求める。

【推薦資格者（次のいずれかに該当する者。学長選考・監察会議委員を除く。）】

○学長、理事

○専任の大学教員

○専任の事務職員等（係長相当以上・副看護師長相当以上）

○附属学校園の副校長、主幹教諭、主事及び副園長

○経営協議会学外委員

○教育研究評議会評議員

3. 第一次学長候補者の選考（選考等規則第6条、細則第5条）

学長選考・監察会議が、学長候補者推薦届出書、推薦書、履歴書、業績概要及び所信表明書により候補者及び推薦代表者にヒアリングを実施した上で、第一次学長候補者の選考を行う。

候補者が3人を超える場合は、第一次学長候補者を3人とするを基本とする。

4. 所信表明の会（選考等規則第7条、細則第7条）

学長選考・監察会議は、第一次学長候補者に所信を表明する機会を設ける。

5. 学内意向調査（選考等規則第8条から第11条）

学長選考・監察会議は、候補者に見解・方針を示すよう求める事項の決定や候補者へのヒアリング等の選考手続の参考とするため、大学運営に対する問題意識、候補者への支持、その理由その他の学長選考・監察会議が別に定める事項について、推薦資格者に対し、意向調査を行う。

意向調査は、選考手続の開始に先立って行う大学運営に対する問題意識についての調査と所信表明の会後に行う候補者や所信等に対する調査の2回行う。

6. 最終選考（選考等規則第13条）

学長選考・監察会議は、学内意向調査の結果も参考に第一次学長候補者に対してヒアリングを実施の上、学長候補者の最終選考を行う。

7. 学長候補者の公表（選考等規則第13条）

学長選考・監察会議は、学長候補者の選考結果その他、文部科学省令で定める事項を公表する。

Ⅲ. 学長の任期

学長の任期は、4年とし再任を妨げない。ただし、引き続き6年を超えて在任することはできない。（選考等規則第14条）

IV. 学長の評価

学長選考・監察会議は、学長の任期中の業績について、評価を行う。（選考等規則第14条、細則第16条）

1. 実施時期

学長の任期が4年の場合は在任2年目の末までに、任期2年（再任）の場合は1年目の末までに実施する。

2. 実施方法

- (1) 学長にヒアリングを実施
- (2) 監事に意見を求める

3. 公表

学長選考・監察会議は、業績評価結果を学内掲示板に公表する。

V. 学長の解任

学長選考・監察会議は、選考等規則に基づき、解任審査を行ったうえで解任を決議する。（選考等規則第15条から第18条）

1. 解任請求

- (1) 委員の4人以上の連署による請求
- (2) 経営協議会からの請求
- (3) 教育研究評議会からの請求
- (4) 学長の推薦資格者200人以上の連署による請求

2. 解任審査

- (1) 解任請求を行った者からその理由について聴取
- (2) 解任請求に対する学長の意見陳述

3. 公表

- (1) 解任請求があったとき
- (2) 解任を決議したとき

VI. 関係資料

○高知大学の理念と基本目標

<http://www.kochi-u.ac.jp/outline/rinen.html>

○国立大学法人高知大学組織規則

http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/110001.pdf

○国立大学法人高知大学学長選考会議規則

http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120004.pdf

○国立大学法人高知大学学長選考等規則

http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120012.pdf

○国立大学法人高知大学学長選考等に関する細則

http://www.kochi-u.ac.jp/JA/kisoku_syuu/pdf/1/120013.pdf